

目標の進捗状況報告書

(2013年度・大学)

担当部局は ☆印の箇所を記入してください。

I. 評価項目・要素と担当部局

本シートでの自己点検・評価を行う部局と項目・要素は次のとおりである。

対象部局	法学研究科
大項目	11 教員・教員組織(研究科)
中項目	
小項目	11.0.1 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。
要素	教員に求める能力・資質等の明確化 教員構成の明確化 教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化
小項目	11.0.2 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。
要素	編制方針に沿った教員組織の整備 授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備 研究科担当教員の資格の明確化と適正配置(院・専院)
小項目	11.0.3 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。
要素	教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化 規程等に従った適切な教員人事
小項目	11.0.4 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。
要素	教員の教育研究活動等の評価の実施 ファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施状況と有効性

II. 目標の進捗状況評価と進捗状況報告(2013.4.30現在の進捗状況報告)

《進捗状況評価》

本項目において、2009年度～2013年度の中期的な「目標」と「指標」を次のとおり設定し、毎年度進捗状況の自己評価を行っている。進捗状況評価はA、B、C、Dの4段階とし、2013年4月30日現在における目標の達成度評価(2013年度の達成に対してどこまで進んだかの評価)を行った。A、B、C、D評価は目安として次のようなものである。

- A : 目標実現のための計画や方策などを適切に実行し、目標を達成している。もしくはほぼ達成している。
- B : 目標実現のための計画や方策などを概ね適切に実行しているが、まだ目標は達成していない。
- C : 目標実現のための計画や方策などを実行しているが十分ではなく、目標は達成していない。達成にはまだしばらく時間がかかる。
- D : 目標実現のための計画や方策などを実行していない。当然目標は達成していない。

2009年度に設定した「目標」	左記目標の「指標」	進捗状況評価				
		2009	2010	2011	2012	2013
1. 専任教員の年齢構成、女性教員比率を是正する。	→「大学院指導教員の年齢構成、性別の状況」「改善の機会の有無と改善の実施」	C	C	C	B	
2. ロースクール専任教員との協力関係を強化する方策を検討する。	→「ロースクールへの法学研究科からの学内兼任教員数」、「法学研究科でのロースクール教員の構成員数・担当科目数」	C	C	B	B	
3. 外国研究機関との人材交流を活性化するための方策を検討する。	→人材交流を行った外国研究機関名、教員数	C	C	B	B	
4. 高度専門職業人育成のために外部実務家教員による担当が望ましい科目すべてについて、学部実務家教員の非常勤教員・客員教員としての採用を進める。	→「外部実務家講師による担当が望ましい科目数と外部実務家講師による担当科目数」	B	B	B	B	
5. 教員による教育を補完するTA制度の活用の充実策を検討する。	→「TA採用数」	C	C	B	A	
6. 副指導教員制度の活用を促進し、後期課程学生についてすべて副指導教員の選任を義務づける。	→「前期課程と後期課程別の学生数と副指導教員採用数」	A	A	A	A	

☆

2010年度以降に設定した「目標」	左記目標の「指標」	2009	2010	2011	2012	2013
	→					
	→					

《進捗状況》 ☆

目標の進捗状況について次のとおり簡単に説明する。

目標1	2011年度、2012年度の人事諮問委員会において、教員組織の年齢構成に配慮した人事方針が議論され、その答申に基づく人事が進められている。女性教員の採用については、女性限定の人事といったポジティブ・アクションは採らないものの、候補者選考の過程での重要な考慮要因とすることについては合意が存在する。しかし、女性教員比率はこの間伸長してはいない。
目標2	2012年度は、法学部・法学研究科から13名の教員が司法研究科に出講し、法学研究科には10名の司法研究科専任教員が併任教員として加わっている。法学部・法学研究科と司法研究科との間の懇談会も毎年開催されており、連携の強化が協議されている。2013年度からの法学部における司法特修コース開設を契機に、法学部・法学研究科と司法研究科との一層の連携強化が期待される。
目標3	海外客員教員、中国客員教員、海外客員研究員の制度が運用されており、ほぼ毎年のように吉林大学（中国）など海外からの客員教員や研究員が、法学部・法学研究科の教育研究活動に参加している。2012年度は客員教員の受入れが無かったが、これは来訪予定が2013年度にずれ込んだためである。また吉林大学、蘇州大学、中国人民大学には法学部・法学研究科からの教員派遣も行われている。
目標4	実務家出身の専任教員については、総務省から派遣されている任期制教員1名を採用するにとどまっている。しかし、法曹界、行政職員などが継続的に非常勤講師ないしはゲストスピーカーとして講義にあたっている。
目標5	2012年度のT Aの採用数は、春学期18名、秋学期21名であり、2011年度の春学期4名、秋学期8名から大きく伸長した。こうした採用数の伸長とともに、教員の教育を補完するというT Aの役割を充実させるための施策が求められていよう。
目標6	副指導教員制度は導入され、実施されている。
備考	